

交通安全指導事項

学 校 教 育 課

1 屋外で活動する場合について

- (1) 公道でスポーツをしたり、遊具を使って遊んだりしない。
- (2) 車の往来等がない公園等の場所で活動する。

2 自転車走行について

- (1) 交差点では、必ず一時停止を行い、安全確認をする。また、信号のある交差点では、信号を守り、赤信号では絶対に渡らない。
- (2) 地域で自転車を利用する際は、ヘルメットを着用するように努める。また、自転車通学生（中学生）は、必ずヘルメットを着用し、通学路を通る。
- (3) 自転車乗車の際、危険行為（2人乗り、並進走行、イヤホン装着等）は絶対にしない。
- (4) 薄暗くなってきたら、必ずライトを点灯する。
- (5) 自転車には反射材を取り付ける。
- (6) 「左側通行」を守り、脇見をせず、安全な速度で走行する。

3 歩行について

- (1) 道路には絶対に飛び出さない。特に、遊びに夢中になり、道路に飛び出すことがないように注意する。また、停止している車と車の間をぬけて横断しない。
- (2) 信号がない交差点では、必ず一旦停止、左右の安全確認を行う。
- (3) 信号が青の時でも、左右をよく見て車が来ないかを確かめてから渡る。
- (4) スマートフォンを見ながらの歩行（自転車走行）など、いわゆる「ながら歩行（自転車走行）」は、絶対にしない。
- (5) 横断歩道が近くにある場合は、必ず横断歩道を渡る。

4 万が一、事故に遭ったときの行動について

- (1) けがのあるなしにかかわらず
 - ① 運転者に、保護者や学校など、身近な大人に連絡を取ってもらうようお願いし、児童生徒と運転者だけで事故後の対応を進めない。
 - ② 運転者の「大丈夫か？」の問いかけに対して、安易に「大丈夫です。」と答えない。
- ※「大丈夫です。」と答えてはいけない理由
 - ア 事故後、しばらく時間がたってから、痛みやけが等に気づくことがある。
 - イ 「大丈夫です。」の言葉を受け、運転者がその場から立ち去った場合、「ひき逃げ」事件になる。
- (2) 小さな傷やわずかな痛みを感じる程度のけがでも、運転者に確実に伝える。
- (3) 自転車の破損や衣類の破れが生じた場合も、運転者に確実に伝える。
- (4) 自転車と歩行者の事故や自転車同士の事故についても、必要に応じて警察へ相談する。

5 運転者の不注意による事故に遭わないために

- (1) 駐車場などの出入口付近は、車が突然出てくる可能性があることから、安全を十分に確認してから通行する。
- (2) 交差点の横断歩道上で、車と歩行者の接触事故が複数発生していることから、横断中も周囲の状況に注意しながら、渡るようにする。